

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは議長から発言のお許しをいただきましたので、質問を始めさせていただきます。今回、大きく4つ質問させていただきます。

1点目です。保育園の新設合併についてということでお伺いをいたします。中に6つございます。1つ目は神岡町内にある3つの保育園の今後について。2つ目は、旧町村に公立保育園を1園残すというものがありませんでしたので、その方針について。3つ目は、公私連携施設のメリットと保育所型とは、ということです。4つ目、認定こども園のメリット。5つ目、新設合併に伴う支援。6つ目、旭保育園の園舎はどうなるのかということです。

資料のほうも配付させていただきましたが、双葉保育園のことをお話させていただきます。昭和31年5月8日に双葉保育園が産声を上げました。昭和35年に季節保育所から常設保育所となり、定員が60名。その後、昭和41年には社会福祉法人双葉福祉会として厚生大臣から公認され、昭和43年に旧園舎が完成し、翌昭和44年に定員120名となりました。昭和56年には定員が90名。昭和60年には3歳未満児の保育を開始。平成12年に定員が80名となり、その後、平成16年には90名に増え、平成18年からは一時的保育が開始されました。平成21年には今の園舎に移転をし、定員が150名となりました。産声を上げてから、今年で68年。令和7年には創立70周年を迎える年となります。

そこで先ほどの6点について伺ってまいります。神岡町内にある3保育園の今後です。現在、旭保育園、山之村保育園、双葉保育園と、神岡町内には3つの保育園があります。子供の減少により、山之村保育園は休園中。旭保育園は平成20年に釜崎・神岡の両保育園廃園に伴い、定員60人を100人に増やしています。平成24年には1億1,500万円をかけた大規模改修、耐震工事などを実施しました。同じく平成24年には、エアコンを2台、平成29年に3台、平成30年に3台とエアコンの設置工事が完了しています。双葉保育園は平成21年8月17日に現在の場所に木造の園舎を新築し、移転しました。少子化が進み、今後の保育園の運営も厳しいものになると予想されています。飛騨市では、令和8年に公私連携保育所型認定こども園を新設合併する計画があるようですが、どのようなものになるのでしょうか。

2点目です。旧町村に公立保育園1園の方針です。双葉保育園が新築移転する際、旭保育園をなくし、双葉保育園の定員150人で運営する予定で進んでいましたが、公立保育園廃止に対し反対する声があり、旧町村に公立1園を維持することの方針が打ち出され、今のように近い場所に公立1園、私立1園となりました。今回は公私連携ですが、事実上は社会福祉法人の運営する認定こども園となります。公立保育園を残してほしいとの声が出てきた場合、市としてどのような考えで向かわれますか。

3点目、公私連携施設のメリットと保育所型とは、ということです。認定こども園は全国で多数運営されています。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型とありますが、今回は保育所型を選択されるようです。公私連携施設として運営するメリットと、保育所型を選択した理由はどのようなことからでしょうか。

4点目、認定こども園のメリットです。これまでは保育園に入るのに、2号、3号と認定され、保育園に入園することができていました。2号、3号は「保育の必要性を認めた場合」、つ

まり仕事をしているなどの条件が必要でした。1号は保育の「必要性が認められない場合」となっています。未満児では3号がこの保育の必要性の該当となり、3歳以上になったときに、失業したり育児休業期間になると1号へと変わってしまいます。このときに産休で休んでいる場合は、そのまま継続されるので大丈夫ですけれども、基本的に1号認定となると認定こども園か幼稚園しか入園ができません。飛騨市の場合は幼稚園がありませんので、受け入れできる範囲内で短時間保育の9時から12時の受け入れを保育園で行い、午後については、延長保育として保育料が発生しますが、保育園での受け入れを行っています。認定こども園になると、保育の必要性という要件がなくなるため、保育の必要性があるのかないのかは関係がなくなるというメリットがあります。つまり、希望すれば誰でも認定こども園に預けられるのです。保育園と違うことによるメリットはほかにもあるのかお伺いいたします。

5点目です。新設合併に伴う支援です。公立保育園から指定管理期間を経て私立保育園となった園は、資産が無償譲渡されていました。今回は双葉保育園の木造の園舎を活用していく方針のようですが、開園から現在14年が経過をしています。医師住宅や看護師住宅は22年が耐用年数であり、建て替えの方針が示されています。木造住宅の耐用年数から見ますと、既に半分近くの年数が経過していますが、新設合併に伴う支援、新設合併後の運営に伴う支援はどのように考えているのでしょうか。

最後、6つ目です。旭保育園の園舎についてです。新設合併後は、旭保育園の園舎が空いてきます。以前、公共施設の整理統合の話も出ていましたが、旭保育園の園舎はどのようにしていく方向でしょうか。以上6点お伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

神岡町の保育園につきましてのお尋ねでございます。

1点目から4点目までを、私から一括してご答弁を申し上げたいと思います。とても重要な話ですので、少し丁寧に詳しくご答弁を申し上げたいと思います。現在、神岡地区では公立の旭保育園と私立の双葉保育園の2園に加えまして、認可外保育施設である山之村保育園を設置してまして、山之村保育園については希望者がいないことから令和4年度より休園しているという状況でございます。保育園ですから子供の数ということになりますが、近年の神岡地区の出生数、平成26年度は42人、平成30年度が30人、令和4年度、昨年度が20人ということになってまして、出産適齢期の女性人口の減少などを踏まえますと、今後も減少傾向が続くと予想されます。また、神岡地区の園児数の推移を見ても、これは未満児も含めてであります。平成26年度が168人、平成30年度が同じく168人、令和4年度が146人となっております。令和8年度には111人となる見込みでございます。児童数の減少によりまして各園がそれぞれ小規模となりまして、施設の運営や保育の実施等にも支障が出る恐れがあるということでございまして、今後の神岡地区の保育園の在り方について検討が必要な状況となっております。

もともと神岡地区においては、人口減少は早くから経験してきたことから、時代に合わせた保育サービスの再編というものが求められてきた経緯がございまして、平成20年には旭・神岡・

釜崎の公立3園が合併をいたしました。当時これに続けて、平成21年の双葉保育園園舎の建て替えの際に、将来的な合併を見据えてバランスを考慮し、旭保育園の定員を50人、そして双葉保育園の定員を150人として設置することを検討されたわけではありますが、これから入園という保護者の皆様から入園先を選べるようにしてほしいとのご意見がありまして、旭保育園の定員をそのまま100名とし、そして現在に至っているというのが経緯でございます。しかし、それからさらに14年が経過したということでもございまして、人口や保育ニーズなどの取り巻く状況も大きく変わっています。そこでさらなる再編は不可避という状況になってきたということでもございます。

このため市では、一昨年度から双葉保育園を運営する社会福祉法人双葉福祉会と頻りに協議を重ねまして、神岡地区における子ども・子育て支援のための中核的な施設としての機能を維持しながら、効率的かつ効果的な運営を行っていくためにはどうしたらよいか検討を行ってきたところでございます。今般その協議がまとまりまして、令和8年3月に旭保育園と双葉保育園の両園を廃止し、令和8年4月に新設合併による新しい施設として、公私連携保育所型認定こども園を設置する方針で合意したところでございます。新たな施設の運営主体は、神岡地区で68年にわたって運営実績のある社会福祉法人双葉福祉会とし、園舎は現在の双葉保育園園舎を活用することとしています。

このうち、まず、公私連携施設ということについてご説明を申し上げたいと思います。これは平成27年度に設けられた新しい制度でもございまして、民設民営、つまり私立施設でありながら、市の関与を明確にして運営していくというものでございます。具体的には、市と法人が協定を締結することにより、法人は協定の内容に沿って運営を行うということになります。基本的な保育サービスの維持と併せて、必要な設備の貸し付けや譲渡、人材支援等、市が法人を支援する内容についても協定の中に盛り込みます。特に神岡地区において通勤圏内となるエリアを踏まえた際には、職員確保が厳しいという課題がありますので、この課題に対応するためにも、人材支援について盛り込むということも非常に重要な点であると考えています。この制度を取り入れることによりまして、市が法人を支援することで、公立に期待される機能も併せ持った施設にすることができる、ここが大きな点でもございまして、事実上の公立施設としての位置づけもできるという形態だというふうに考えています。また、私立施設ですから、国・県の財政支援を受けることができるという点もメリットになります。

なお、両園はそれぞれ長い歴史がありますが、双葉保育園の特色である宗門保育、これにつきましては、合併後はこれを行わない方針でもございます。

次に認定こども園ということについてご説明申し上げたいと思います。この認定こども園ですが、保育園と幼稚園の両方の良さを併せ持ち、保護者が働いている、いないにかかわらず、児童の受け入れ、教育保育を一体的に提供する施設として平成18年に設けられた制度でもございまして、国でも設置が推奨されているというものでございます。認定こども園は4つ類型がございまして、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型という4つの類型があります。それぞれ基準等が異なりますけれども、これまでの保育園運営のノウハウを生かしながら、保育士資格での職員配置をすることで安定的な事業を展開することができると思われまして、今回は既存施設の機能拡充として保育所型を選択するものでございます。これによって、これまでの

保育サービスが維持されることとなりますので、利用者の方にとってもこれまでと同様に利用していただける、運営者と利用者の双方に負担が少なくスムーズな移行が可能になるものと考えています。

また、これまで市内には幼稚園がありませんでしたから、教育認定の児童というのは特例として保育園で受け入れてきたということでございます。しかしこれは定員の余力がある、その範囲内で受け入れるということでありましたので、保育認定の児童に比べて優先順位が下がり、運営費も保育認定相当で計算されることから、制度的に本来の形はなかったということでもあります。しかしこれを認定こども園にすることによって、この課題も解消することができるということでもあります。

次に園舎であります。新施設の園舎につきましては、先ほど申し上げましたように現双葉保育園園舎を活用したいと考えています。現在の両園の園舎を見ますと、旭保育園は年少以上の園児を受け入れる施設であり、未満児に対応した設備は設置していないということでございます。一方で、双葉保育園は未満児に対応した設備があるということでございますし、平成21年建設で比較的新しい園舎であるということです。このため、現双葉保育園園舎を活用することで、園舎の建て替えや大規模改修を行うことなく、安心・安全な保育事業を行えることに加え、立地についても両園は隣接していますので、利用者の利便性に大きな差は出ないものと考えています。旭保育園に設置されている設備や備品等についても、可能な限り新たな施設で活用するよう計画していく方針でございます。

新施設の開所時期であります。現在の年少児が在園中に体制が変わることがないようにするという点とともに、将来的な合併を踏まえた上で、保護者の方に入園を希望する保育園を選択していただけるようにするために、令和8年4月開所ということといたしています。来月7月には、在園児保護者や住民の皆様にご説明する機会を設ける予定でございますので、ここで詳しくご説明した上で、ご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えています。

以上のような形態の認定こども園とすることによりまして、適切な集団規模を維持し、民間事業者の運営により、国・県の財政的な支援を受けながら、多様性を育む保育環境を維持することに加え、公私連携のもとで効率的な職員を配置し、安定的にサービスを提供することも可能になると考えています。何より、就学前の保育では、人や物との関わりを深め、社会性やコミュニケーション力を身につけることが重要であります。そのためには、一定の規模の集団の中で様々な体験をすることにより児童の社会性を醸成することが必要でありまして、これができるものというふうに考えています。

最後に、公立保育園に関する市の方針につきましてお答えを申し上げたいと思います。市では、これまでに旧町村に公立保育園を1園残すという方針で進めてきておりますが、これは各地域において公平かつ安定的な保育サービスを提供するために公立保育園が必要であるとの考え方によるものでございまして、これに変わりはありません。今回は、この考え方を踏まえ、新たに設置する施設を「公私連携施設」という市が関与し、公立に期待される機能を併せ持った新たな形態にすることにより、事実上の公立施設としても位置づけられるようにしたところでございます。

なお、山之村保育園については、引き続き市で運営をしていく予定です。宮川保育園につい

てもしっかり維持していく方針であり、宮川小学校内に移設し、令和7年度から新園舎で開所すべく準備を進めているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは私からは、5点目、6点目についてお答えをいたします。

5点目の新設合併に対する支援についてお答えをいたします。合併に伴って必要となる改修工事や備品購入等の費用について支援したいと考えています。また、合併に先立ち、令和6年度から職員の人事交流を行い、円滑な移行を目指します。合併後については、公私連携施設として協定内容に沿っての運営となりますので、人的支援、物的支援、財政的な支援などを協定に盛り込んでいく予定です。協定期間については今後の協議となりますが、まず5年、もしくは10年といった一定の期間を設定して協定を締結し、その後は状況に応じて内容を見直しながら更新していくことになると考えています。協定締結にあたりましては、議会にご報告させていただきながら進めてまいります。将来的に園舎の大規模な改修や建て替えが必要となった際には、国及び市の補助制度により支援することになると思います。

続いて、6点目の旭保育園の園舎についてお答えをいたします。合併後の旭保育園の園舎については、市民福祉部をはじめ、神岡振興事務所、地域の皆様のご意見も踏まえながら、利用方法等を模索してまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○9番（前川文博）

詳しい説明をいただきました。令和8年3月に旭保育園と双葉保育園が閉園をして、4月から新しい認定こども園という形で向かうという方針が示されたわけですがけれども、私は小さいころは神岡保育園、もう廃園になっているところでございまして、子供が双葉保育園を使わせていただいたんですけども、先ほどの資料にあると言っていました「双葉保育園保育の歩み」ですね、昭和30年からというもの。創立40周年の折にこれを作られて、それから10年ごとの創立のときに皆様に配布したりして、こうやってやってこられています。双葉保育園のしおりは、入園する際に皆さんにお配りされているものであって、もう公開していいよという話でしたのでお配りさせていただきました。

先ほども市長のほうから言われましたけど、双葉保育園独特の保育の話、これについては新設の保育園、今の園舎になるときにももう中にはありませんし、そういった面が今はないものですから、たぶん一緒になってやってもそういう影響というのは私もないと思います。ぜひとも市のほうでは、今度説明会を7月に行われて、保護者の説明会やったときに住民説明会という流れだと思うのですがけれども、この流れをもう決められているので向かっていただいて、ぜひともいい保育園を作っていただきたいなと思っています。

ちょうど双葉保育園も今年68年、令和7年が創立70周年ということで、先般行きましたら1回目から卒園者のアルバムがとってありまして、なぜか分からないのですが創立70周年のとこ

ろで全てのページがもうラベルも貼ってなかったという状態を見させていただいて、これは10年前からもう読まれていたというか、何か予測していたのかなというばかな話をしながらきたんですけども、このちょうど区切りのいい70年ですので、双葉保育園もこれで一旦名前を変えて、ただ双葉福祉会というものは、このまま70年の歴史をつないで、今までの保育のことを生かして新たなスタートということで、認定こども園をやっていってくれると思います。

そこで、市長の話のほうはもう全て今後の説明の話でしたのでいいですが、市民福祉部長のほうの支援の話で1点ちょっと気になったところがあります。まず建物の話で、5番の最後のほうにあった話で、園舎が老朽化した場合、国・県とか市の補助制度を使って支援という話だったんですけども、公私連携ということですので事実上の公立施設となりますが、この辺はどうなんですか、運営が社会福祉法人ということなので、やはり建物に関しては半分ずつとかそういったふうになるのか、それとも例えばこういう社会福祉法人になると、16%とか18%という話があったと思うのですが、そういった方向で考えていかれるのですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

建物につきましてはあくまでも双葉福祉会という法人の建物を使わせていただくこととなりますので、改修の場合はそこに対して補助金というような形でのご支援を考えているところでございます。

○9番（前川文博）

はい、分かりました。

それでは次、2点目の質問に入らせていただきます。

市内の河川の泡対策ということで質問させていただきます。中身は2つあります。1つ目は、大量の泡ですね、もくもく出てくる泡の発生時の対応と対策について。2つ目は、その泡の発生源の特定についてということでお伺いします。

ここ数年、これは高原川ですけども、大量の泡が発生することが増えていました。資料に写真でつけていますけども、令和4年は5月と10月に、令和5年、今年に入ってから2月と3月に、それぞれ年間に2回発生しています。資料には平成27年、28年、30年の状況のものも記載しています。清流の鮎を宣伝している飛騨市です。魚に被害が出るほどの状況ではないのですが、「おいしい鮎」と言い続けていくには、この泡が頻繁に出るようでしたら何かしていかねばいけないのではないかとということで話をさせていただきます。

それでは1点目の大量の泡発生時の対応と対策です。資料の写真のとおり、上流から下流に向けて筋状のもの。それから流雪溝から川に落水している箇所でも大量に泡が発生している写真です。この写真、いずれも通報があった後に駆けつけた方が撮った写真ですので、ある程度泡が消滅して減少しているときのものです。この話は振興事務所にも連絡がいき、把握をしているものと思っています。生活排水なのかどうかも分かりませんが、こういった泡についての対応と対策、こういったものがどのように行われているのかをお伺いします。

2点目、発生源の特定ということですが、時間の経過とともに泡は消えてしまいます。資料の2番は写真がありませんが、これは駆けつけたときにはもう泡が消えていて撮影できなかった

とのことでした。その方は気になる場所があったので上流のほうへ向かっていき、そこで気になる企業の稼働状況とかそういったことを見たら、そこは休業日であり、生活排水が原因だろうと判断をされたようでした。

このように発生源の特定はかなり難しいものと思われま。しかし原因の特定というのも重要なことではないでしょうか。これまでに原因を特定したようなことはあるのか、お伺いいたします。

○9番（前川文博）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、1点目の大量の泡発生時の対応と対策についてと、2点目の発生源の特定については関連がありますので、併せてお答えいたします。

まず、河川で大量の泡が発生するなどの水質汚濁事案が発生した場合の対応についてお答えします。河川の水質汚濁には大量の泡の発生以外にも、交通事故や事業所の事故などに起因する油漏れなどの事例があります。こういった事例は、市民や事業所あるいは警察や漁協などから環境課や各振興事務所及び消防署などへ情報が入りますが、基本的な対応としましては、市へこういった情報が入れば、即座に職員が現地へ出向き、発生状況や範囲の確認、原因箇所の捜索を行います。

その際、下流の水利への影響が想定される場合には、沿線の区長、農業改良組合長や主な農業者、漁協や企業などの水利用者へ直接連絡をします。あわせて河川管理者、水質汚濁防止法を所管する県事務所環境課へ連絡し、これらの機関と連携して汚染の拡大防止、発生源の特定、原因者への指導などの対応を行います。さらに油の流出については、下流の神通川を管理する富山河川国道事務所と富山県環境保全課へも情報を共有します。

議員ご紹介の神岡町内の高原川で見られた大量の泡の発生時の対応については、どちらも高原川漁業協同組合さんからの連絡により把握したのですが、令和4年5月と10月当時の対応についてお答えします。泡が発生しているとの連絡を受けた神岡振興事務所建設農林課では、即座に職員が現地確認に出向き、状況を把握し、主管の環境課へも情報を共有しつつ、下流域への影響の確認や発生源の捜索を行い、環境課からは県事務所環境課へも情報を共有しました。泡は洗剤の泡のようなものでしたが、現況を確認する間に上流域の泡は消滅してしまったため、いずれの事例も発生源の特定には至りませんでした。また、その後は魚のへい死などの状況は見られませんでした。

これらの事案を受けて、5月の発生時においては6月上旬の区長配布において、良好な河川環境を保全するために汚水を河川等へ直接排水することの防止や、家庭排水の下水道接続を促す啓発チラシを回覧いたしました。また、本年も鮎釣りシーズンを控えた6月上旬に市のホームページにおいて、昨年高原川での泡の発生事例を紹介しつつ、洗剤等の水路や河川への直接廃棄などへ注意喚起を行ったところであり、広報ひだ7月号にも同様に掲載する予定であります。泡は時間の経過とともに消えてしまうため発生源の特定は難しく、これまでに原因の特定はできていませんが、今後も通報があれば速やかに現地へ急行し、確認に努めてまいります。

また、こういった事例を市民の皆様に広く知っていただき、洗剤や油などを直接水路や河川に流さないよう地道に注意喚起をしていくとともに、原因者自身に自身の行動が原因となった可能性があることに気づいてもらうために、同様の事例が発生した場合には市のホームページへの掲載により周知するなど、広く市民の皆様にも河川環境の保全に関心を持っていただけるよう啓発に努めてまいります。あわせて公共用水域の水質保全のために、市内全域において下水道への接続や浄化槽設置の推進についても引き続き取り組んでまいります。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○9番（前川文博）

今2つ回答いただきました。漁業協同組合のほうから話がいった、現地立ち会いをされてということでの確認をされているということですので、それはやはり早く動いて確認をしなければいけないなというのがあると思います。

先般6月7日には市のホームページでも河川の泡ということで広報がされていました。5月には神岡町の環境の企業さんのほうで、毎月1回新聞折込されるころの裏表紙にここに出ている資料の写真1枚が載っていて、そこでも河川を綺麗にしましょうということでの広報もされています。

そこで1つ、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」ということで、これは県の要綱だと思んですけども、確認ですよ、これ。汚濁事故があった場合、たぶん油とかそういったものがメインだと思んですけども、住民から市町村にきた場合は、そこから県事務所にいくと。それで県事務所のほうでは水質汚濁防止法の中に係る体制の1とか2があって、多分これは2のほうですかね、油とかではないので、それに従っていくと。そうすると県のほうも、これを聞いた場合、現地へ行って確認をするけれども、泡が消えていることが多分多いですよ、そこまで行くと時間が経っているのです。そうすると、もう県のほうでは通報がいったとしてももう分からないので、現地を確認して終わっているという状態で、向こうは何もできないということになるのですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

本件の場合におきましては、市役所のほうへ通報をいただいた時点で、県へもこういう事案が発生しているということは通報いたしましたけれども、その後、泡が消えてしまい原因が特定できないという状況になった時点で、その対応は終了していますので、県のほうではその後、特に対応したということはありません。

○9番（前川文博）

分かりました。泡なので消えてしまうということはどうしようもないのですが、この話を一般質問するよという話をしたら、昨年、古川の蕪水亭の付近、あそこでも4日とか1週間ぐらい泡がもこもことなったりちょっと減ったりしてということ、これはどうも県のほうに通報されたような話で、県のほうでやられて、オイルフェンスみたいなものをどうも張ったという話だったのですが、そういったことも古川町のほうでもあったというのを聞きました。

それで、昔ですが、神岡町の山田川で高原川との合流地点の北陸電力の水の取り入れのとこ

ろまで泡が流れてきていて、どこから来ているのかなということだとどっていったら、かなり上流のほうで高齢の方がちょっと洗い物をしていて、そこから泡が発生していて、何を流したのという話をしたら、どうも100ccもない洗剤の入れ物を洗っていたら、それが何キロも泡が続いていたと。たまたまそれは強いものだったので、そのまま残っていてどこかというのが分かって。たまたまその方もあるものを洗っていたということで何もなくて、そこは現地を見てちょっと気をつけてねという話をされたということで、見に行った方はあったんですが。

最近泡が多いというのは、皆さん家を片付けたときに家の中にあるものを、「これ、ちょっと流しちゃえ。」と川に入れたりとか、そういったことで出たものが、水が落ちるときにそこで泡になるということもあるのではないかとということで、ぜひともこれはやはり広報をしっかりといただいて、そういったものは流さないようにと。入れるのであれば下水とか浄化槽を通るようにということでの話をやってほしいということですので、もう1回そこだけ、広報のほうについて確認させていただきたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

先ほどの答弁と繰り返しになる部分もございしますが、やはりこのような事例が発生した場合には、市民の皆様に見ていただくことで、関心を持っていただくことが今後の抑止につながる面があると思いますので広報には努めてまいりたいと思います。

神岡地区につきましては、公共下水道が最終盤に入っていて整備も進んでいますので、引き続き公共下水道等へのつなぎ込みでありますとか、それ以外の区域につきましては、浄化槽の設置の補助等も拡充していますので、そちらの広報に努めながら、公共水域の保全について努めてまいりたいと思います。

○9番（前川文博）

分かりました。

それでは次、3点目の質問に入らせていただきます。市内事業者の社宅整備についてということで伺います。これは内容は1つです。社宅や寮の整備に対する助成制度はできないかということです。どこで言っても人口の減少、労働力不足ということが言われています。その中でロボットを活用して物を生産するとか、AIを使って人の代わりにやっていく機械や電子頭脳が活用されてきています。

最近テレビのニュースでも最初はアナウンサーがしゃべるんですが、途中からAIによるニュースの読み上げということもされています。そのうち人間がAIに使われる時代が来るのではないかと。10年ほど前に、空飛ぶ車が10年後、これは保育園の話ですが、君たちが大きくなる頃には空飛ぶ車があるという時代ももう数年後に来そうですが、そういったことでAIに使われるようなことがないように、そういった心配をしながら、今、思っています。

そんなことから、労働力の確保と人口の流入につながるのではという観点から、お聞きをいたします。これは神岡町内の企業からの話ですが、求人募集をされた際に社宅があるということで募集した場合と、ない場合、もしくはいっぱいになってしまったという場合で募集をした場合の応募状況に格段に差があるとお聞きをしました。神岡町は飛騨地域の中でも通勤の条件

が悪い地域となります。こういった事情もあって、飛騨市では社会福祉連携法人を作って、複数の法人で人材確保とかいろいろ協力して乗り切っていこうと動き出してきたところです。民間の中小企業も独自で社宅を建てるところまで、今、余力がありません。せめて中古住宅を購入して、社宅や寮として受け入れをしていきたいと考えているところもあります。空き家の賃貸住宅への活用については助成制度がありますが、空き家を購入して企業の社宅替える場合の助成制度がないように見受けられます。事業拡大促進補助制度では、社宅を含む建物の新築、改修費用や登記費用があります。企業振興条例制度では、「対象施設を新設・増設など、新たに取得するもの」とあり、その中に従業員福利厚生施設というものがあります。この内容は、企業振興条例では「取得価格の4分の1以内で市長が定める額、上限が150万円」。事業拡大促進補助金では「新築で財産を取得する場合も5分の1以内、150万円が上限」となっています。固定資産を新規取得する場合の補助や助成があります。

しかし、今、空き家、中古住宅が増えていきます。中古住宅の中には改修しなくても使える程度の、いいものもあると思います。企業が有効活用し、企業に元気が出てくれば、法人税も増えてまいります。社宅や寮に住む方が増えれば、住民となっていただいて住民税も入ってまいります。住民が増えれば、地域の商店の活性化にもつながります。企業の社宅・寮の購入に対して助成していくことができないかをお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、市内事業者の社宅整備についてお答えをいたします。

昨今の人口減少、人材不足につきましては、商工観光部といたしましても重要な問題として受け止めています。ハローワーク高山の情報でも、令和5年4月の飛騨地域の有効求人倍率は1.25倍と、昨年4月の1.31倍から比べると多少は良くなったものの、依然として求人数が求職数を上回る状況が続いています。議員ご提案のとおり、市内事業者が中古住宅等を購入し社宅や寮に改築し、活用することは空き家対策や人材不足といった地域の課題解決につながる重要な取り組みであると認識しています。

現在行っています支援策といたしましては、委員がおっしゃられましたとおり、飛騨市事業拡大促進事業補助金、それから飛騨市企業振興条例制度をご活用いただくことができますが、今後も引き続き市内事業者への聞き取りやアンケート調査等行いながら、現在の地域事情に合った補助制度の新設や既存制度の見直しを検討していきたいと考えています。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○9番（前川文博）

答弁でありましたが、2つの事業が企業に対する新規取得であるんですけれども、聞き取りをしながら見直しというお話でした。どうですかね、見直しの中で早く対応していかなければいけないと思うのですが、やはり、これは社宅を含む建物の新築というのが対象になっているんですよね、項目にきっちり書いてあるんですよね。ただ、中古住宅を購入がないということでいくと、新築はいいけど中古は駄目なのかという、ただ単に私はそういう思いがあるんです

が。財産、同じ新築で固定資産取得するのも、中古住宅として買い取るのも、同じふうとして考えてこの中でやっていくということができないかなと思うのですが、その辺いかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

シンプルに考えれば議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、ほかの制度とのバランス等もありますので、そういったことも考慮しながら検討させていただきたいと思います。

○9番（前川文博）

今、シンプルに言わせていただいたので、シンプルに受け取っていただければと思うんです。改修には出るんでしたよね。ということは、例えば中古住宅を買って中を改修するのであればその改修費は出るということは、まずよろしいですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

改修費用につきましては、飛騨市事業拡大促進事業補助で対象となっています。

○9番（前川文博）

そうなんです。改修は出るので改修をしなくてもいい空き家を買ったときに何とかしてほしいなということですので、ぜひここを内部的な話になるのかもしれませんが検討していただいて。今、人手不足で本当に早く人が欲しいと。物を作るのに人がいないので間に合わないという状況がありますので、何とか対応していただいて企業が成長していく、大きくなっているところに力を貸していただきたいなと思います。

それでは4点目に入ります。熊対策についてということで質問させていただきます。先週の日曜日、先々週かな、原稿を作っていましたが、放送が入りまして「熊が出ました。」ということで、最近よく放送が入るなと思って4点目をつけ足しました。

ここ最近、熊の出没が全国的に多い。飛騨市もかなりあります。全国では中心市街地まで熊が出てきたという報道も数多くされています。5月14日には北海道の幌加内町で釣りしていた男性が、ヒグマに襲われて亡くなったというニュースが大きくありました。ほかには車に向かって威嚇して突進してきたりとか、道路の横から飛び出してきた熊が車の前部に衝突して、車は破損して動けませんでした。熊はそのまま山に消えていって、次の日にこの熊ではないかというの、歩いているのが目撃されたとか、そういったことがあります。

この時期は熊の繁殖期という時期でもあり、また、春であり、まとまって食べ物が取れない、取りにくい端境期の時期と重なるということもあって、熊が活動範囲を広げて人里近くまで、市街地まで出てくるといったことも要因の1つだと思います。最近ここ一、二日ですと、熊が山の中で密集しているのではないかというような話も出ていまして、熊が増えているのではないかというのちょっと出ていましたね。

そこで、私この原稿を作っているときに飛騨市のメールとかいろいろ見まして、飛騨市でも、5月18日と24日には飛騨神岡高校の寮で、その後は31日に吉田、6月5日は中沢上、6日は高牧、7日は釜崎屋内ゲートボール場、また、東町の発電所、9日は古川消防署の裏、12日は高

野、14日は杉原、15日は三川原、ここは親子の熊が目撃されています。また、同じ日は古川消防署、16日は吉田ホテルの里。どうも昨日も高野で目撃があったということで放送がされたり、情報が出ています。

そこで、人的被害が出る前に何か対策はということですが、市民からの通報によって同報無線やメールなどで注意喚起の情報が発信されています。でも、慣れている地域、よく熊が出るというところでは以前からもう通報すらされないというのが現状であり、これより目撃情報は多いと思われます。これは本当に昔の話ですが、以前、神岡町の船津地域で、朝、住宅街の舗装道路の上に、道路の真ん中に大きい井一杯くらいの熊のふんらしきものがあつたと。これを調べたら熊のふんだったということで、朝起きたら道路の真ん中にあつたよということもありました。今、コロナも明けて5類になって、皆さん夜も町に出たりして歩く機会も増えていますが、これだけ近いところに来ると帰りがけに町の道路でとか、家まで行って車庫に入ったらとか、玄関の横に熊がいたらなんてこともないとは限らないという話もあります。先ほど言いましたが、個体数が増えているのではないかということも原因の1つだと思いますし、駆除とか捕獲、そういった状況がどうなっているのかということと、また、熊の出没回数が多い状況についてどのように分析しているのかをお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

人的被害が出る前の対策についてお答えします。議員ご指摘のとおり、今年の5月以降、特に6月に入ってから市内において熊の目撃情報が多く寄せられており、その件数は4月が2件、5月が7件、6月が19日現在で27件となっています。昨年は4月がゼロ件、5月が2件、6月が16件だったため、これまでのところ昨年と比較して多い状況にあります。それを踏まえ、これまでに神岡町内において2頭の熊を捕獲し、現在も古川町、宮川町、神岡町で各1件の捕獲許可を出しています。

過去のデータから前年、または当年のブナやナラなどの堅果、いわゆるどんぐりの方策と凶作により熊の出没件数が変わることが分かっており、凶作の年は6月以降に出没件数が増加する傾向があるとのことです。県が発表した直近の令和4年10月の予測では、ブナが並作、ナラが凶作であったことから、今後出没件数が増加する可能性があることに配慮し、市民に対して広報や同報無線を通じた注意喚起に努めます。

また、熊の出没時の対応については、市職員が猟友会に協力を仰ぎながら行うこととしていますが、農作物への被害の発生や、人家に近い場所に頻繁に出没するような場合については、今年度から開設した鳥獣対策サポートセンターによる現地確認等を実施し、誘引物の有無などの原因調査を行うとともに、檻による捕獲などの対策を講じてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○9番（前川文博）

今年、神岡町で2頭捕獲したということで、あと1頭ずつなのでトータルで3頭までは捕れる状況なんですね。

この後、高原議員が熊のことやられますよね。あまり深く聞くとそっちに行っちゃうかなと思いますので、あと残り1分ちょっとですから少ししか聞きませんが、昨年とかは捕られたのはどんなものでしたか。昨年、一昨年の方が分かれば、ざっとでいいですけど。

□農林部長（野村久徳）

ツキノワグマの捕獲頭数ですが、令和3年度が30頭、令和4年度が36頭になっています。

○9番（前川文博）

そうすると、30頭、36頭と増えてきているんですけど、このペースでいくと今年はこれより増えそうな話になるのですか。それとも許可は別の話で、出るかどうか分からないですか。

□農林部長（野村久徳）

この予測については非常に難しいということになっていまして、一応、岐阜県のほうが特定鳥獣管理計画というのを2019年4月1日から2024年3月31日までということ、生息数だとか、どれくらい数をコントロールするかということも含めて出していまして、その中でということになります。

今年どれだけ出るかというのは、やはり非常に、基本的には先ほど申し上げたみたいに堅果が凶作あるいは豊作によってかなり左右されるという傾向は出ているんですけど、本市の過去をちょっと見てみたんですけど、必ずしもそうっていないようですので、結局、目撃情報とか、これから例えば増えたということ、そこまでも想定してすぐに的確な対応ができるように準備をしたいと思います。

やはりこれは鳥獣保護法の中で保護の管理ということが法律の基本になっていまして、その中で動いているんですけども、やはり今議員おっしゃったように人の生命あるいは身体への安全というものが一番大事ですので、そこを踏まえて適切に対応したいというふうに考えています。

○9番（前川文博）

できるだけ取っていただきたいなと思います。私、昔の仕事のときに山で追いかけられまして、200メートル全力疾走して1週間筋肉痛でちょっと大変な目にあったりとか、行くときは倒れている木をわざわざよけて行ったのに、帰りは2人でそれを飛び越えて行ったとか、必死になって逃げたこともありましてし、車で林道で追いかけられたこともありまして。はっきり言って熊に会ってからは、もう1人では山に行きたくないというのもあったりして。何かさっと音がすると何かがいるのではないかということで、そういうふうになっていますので、とにかく私たち心配なのは町の中でばったりとか、家に行ったら横にいたとか、そういう心配がないようにだけして生活したいというのがありますので、ぜひ広報していただいて被害が出ないようにしていただきたいと思います。以上で終わります。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で9番、前川議員の一般質問を終わります。